

第二次足立区滞納対策 アクションプラン

(案)

(国民健康保険料収納率向上3年計画)
2020年度～2022年度

2020年2月
足立区国民健康保健課

〇はじめに

2017年6月に策定した「足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画）」により、保険料の収納率は2011年度以来7年ぶりに特別区最下位を脱却し20位となった。しかしながら、国保財政の運営と被保険者間の公平性を確保するためには、更なる収納率の向上及び収入未済額を削減させることが、極めて重要である。

このため、「速やかな滞納処分」「現年分の年度内完納」「資格の適正化」などの取組みを強化した「第二次足立区滞納対策アクションプラン（国民健康保険料収納率向上3年計画（2020年度～2022年度）」を策定する。

なお、国民健康保険行政においては、低所得者や無職者など所得が不安定な者を多く抱えるなど滞納を取り巻く環境は厳しく、今後、社会情勢の変化に応じて弾力的に計画内容を見直しするなど、現在の徴収体制を維持しつつ、最大限の能力を発揮できるよう、職員全員がアクションプランの目標を共有したうえで計画的な滞納処分を行う。

【第二次足立区滞納対策アクションプラン基本方針】

- ・ 滞納者個々の実情に応じた厳正適格な滞納整理を基本に、納付資力のある滞納者には、速やかな滞納処分を実施する。
- ・ 現年分の滞納の未然防止を基本とし、初期滞納者に対しては、催告書（年3回）を送付し、年度内納付を目指す。
- ・ 他の医療保険に加入し、国保の脱退手続きをしていない世帯については、年金ネット情報を活用し、資格適正化に取り組む。

【第二次足立区滞納対策アクションプラン目標】

- ・ 2023年5月末の現年滞繰合計の収納率78.98%を目指す。
（2018年決算ベースでの想定順位15位相当）
- ・ 2023年5月末の収入未済額を27億8千万円まで圧縮する。
- ・ 資格適正化により、調定額を3億円減少させる。

【足立区滞納対策アクションプラン対象期間】

- ・ 第一次アクションプラン 2017年6月から2020年5月
- ・ 第二次アクションプラン 2020年6月から2023年5月

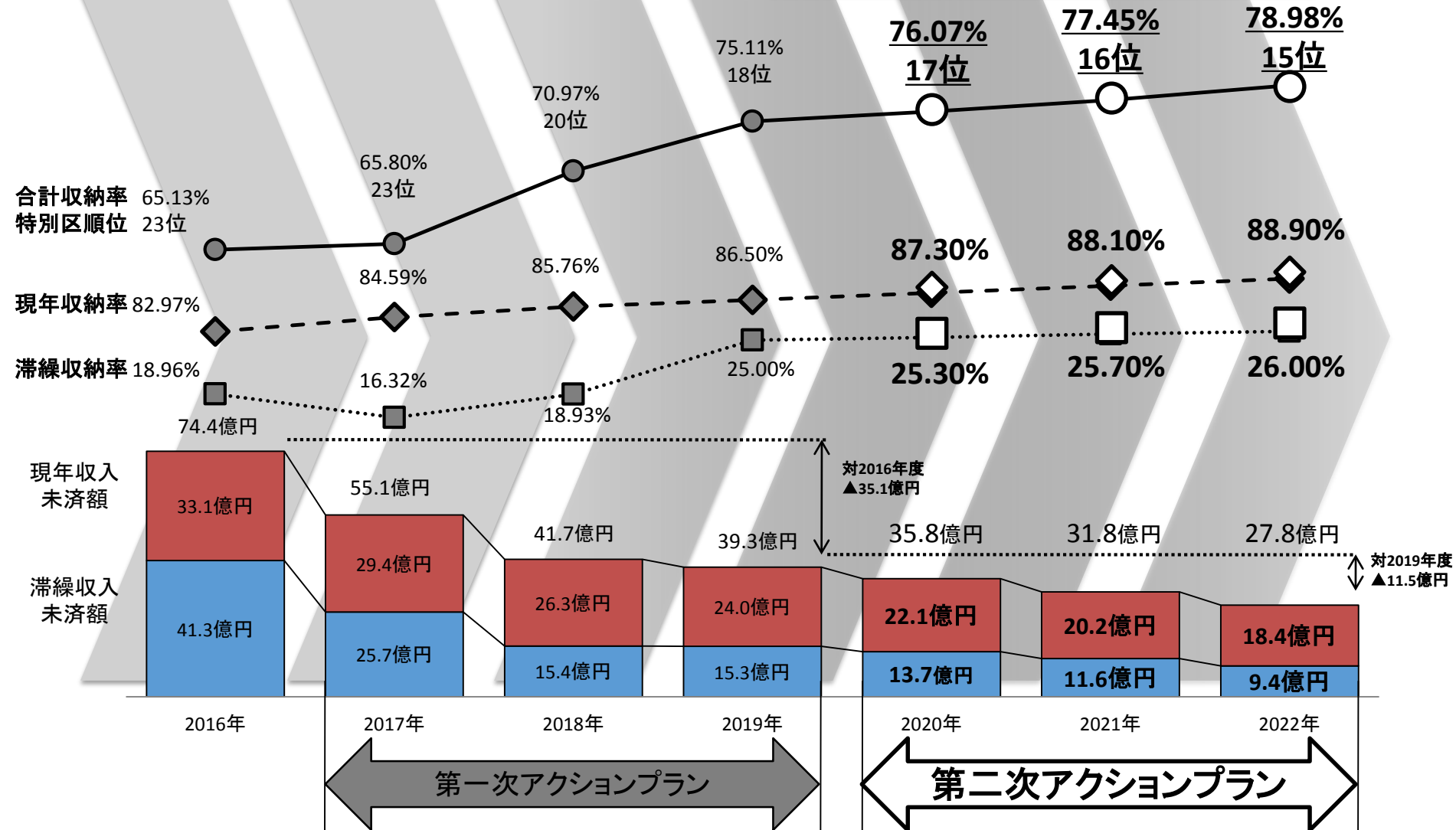
第二次アクションプラン

実情に応じた滞納整理

- ・差押え、執行停止の実施
- ・催告回数追加
- ・資格の適正化

自主納付の高揚

- ・広報による納付意識の高揚
- ・口座振替普及率の向上
- ・納付催告



1 課題と目標（成果）

（１） 第一次アクションプラン

課 題	成 果（途中経過）
ア 根雪化した滞納の解消	<ul style="list-style-type: none"> 収入未済額の圧縮 74億円（2017年5月末） ↓ 42億円（2019年5月末）
イ 収納率の向上（特別区最下位脱却）	<ul style="list-style-type: none"> 現年滞繰合計収納率の上昇 65.13%（2016年分） ↓ 70.97%（2018年分） 特別区順位 最下位（2016年分） ↓ 20位（2018年分）
ウ 適正規模の組織の構築	<ul style="list-style-type: none"> 国税、都税OB6名を採用したことにより、長期滞納、処理困難事案の処理促進が図られ、適正な滞納整理を執行する土壌が整備された。

（２） 第二次アクションプラン

第一次を受けた3つの課題に対応

課 題	目 標
ア 滞繰事案の金額の大きな事案については、質的な整理を、少額事案については、量的な整理を実施、収入未済額の圧縮	<ul style="list-style-type: none"> 収入未済額の圧縮 39億円（2020年5月末） ↓ 28億円（2023年5月末）
イ 短期時効（2年）を見据え、現年分収納率の更なる向上	<ul style="list-style-type: none"> 現年滞繰合計収納率の上昇 75.11%（2019年分） ↓ 78.98%（2022年分） 特別区順位 18位（2019年分） ↓ 15位（2022年分）
ウ 会計年度職員の継続的な確保	<ul style="list-style-type: none"> 専門員は、総合的な知識を備えた者を採用し、あらゆる事態に対応する。

2 主な取り組み

(1) 滞納者個々の実情に応じた滞納整理

- ア 滞納繰越額が10万円以上の滞納者については、適格な接触を図り滞納者の実情に応じた処理方針を決定し、差押え対象事案については、速やかに財産調査を実施する。
- イ 滞納額が10万円未満の事案については、催告回数を増やし滞納件数を圧縮したのち、悪質滞納者については滞納処分を実施する。なお、催告書については、文面やデザイン等工夫を凝らし、より効果のあるものとする。
- ウ 納付資力がない生活困窮世帯については、適正な執行停止を行う。また、喪失事案（生保受給、出国、職権消除等）については、速やかに執行停止を行う。
- エ 分納誓約事案については、履行状況を実実に確認し、不履行事案については、速やかに財産調査に移行する。

(2) 現年分の滞納未然防止と自主納付に向けて

- ア 足立広報、国保だより、区ホームページ等を活用して期限内収納の納付意識の高揚を図る。
- イ あらゆる機会を通じて口座振替を勧奨し、口座振替普及率の向上とともに期限内収納の確保に繋げる。
- ウ 現年分に特化した催告書（年3回）を送付し、自主納付を促す。なお、催告書については、文面やデザイン等工夫を凝らし、より効果のあるものとする。
- エ 現年分新規発生滞納者で催告書や納付案内センターによる電話催告及び訪問催告で納付に至らない滞納者に対しては、財産調査から差押えまで、スピード感を持って実施し年度内完納を目指す。

(3) 資格適正化

年金ネット情報を活用して国民健康保険の資格喪失届が未提出である世帯に対し、資格喪失届勧奨通知の発送を実施し、資格の適正化を図る。なお、勧奨を実施しても届出がない場合には、職権による資格喪失処理を行う。